

○千葉市休日救急診療所条例施行規則

平成 5 年 3 月 26 日

規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千葉市休日救急診療所条例(平成 4 年千葉市条例第 53 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料等)

第 2 条 条例第 6 条第 2 項ただし書に規定する使用料及び同条第 4 項の規定により規則で定める手数料の額は、次のとおりとする。

区分		金額	
保険診療以外の診療を受ける場合の使用料		健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項の規定により厚生労働大臣が定めた算定方法（以下「健保額の算定方法」という。）の例により算定した額。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の規定による損害賠償の対象となる診療については、健保額の算定方法の例により算定した額に、当該金額に 100 分の 50 を乗じて得た額を加えた額	
死体検案書		1 通につき 4,950 円	
診断書	簡易なもの	1 通につき 2,200 円	（消費税を課せられないものについては、2,000 円）
	死亡診断書	1 通につき 3,850 円	（消費税を課せられないものについては、3,500 円）
	複雑なもの	1 通につき 3,850 円	（消費税を課せられないものについては、3,500 円）
	特殊なもの(自賠償関係、年金関係、保険会社提出関係診断書)	1 通につき 5,500 円	
証明書	簡単なもの	1 通につき 1,100 円	（消費税を課せられないものについては、1,000 円）
	複雑なもの	1 通につき 2,750 円	（消費税を課せられないものについては、2,500 円）
	自賠償保険用明細書	1 通につき 4,400 円	

(平成 10 規則 9・平成 12 規則 115・平成 14 規則 49・平成 15 規則 39・平成 17 規則 68・平成 26 規則 13・一部改正)

(使用料等の減免)

第 3 条 条例第 5 条の規定による使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)の減額又は免除(次項において「減免」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 生活困窮者
- (2) 災害等により使用料等を支払うことが困難になった者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認める者

2 前項の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、千葉市休日救急診療所使用料等減免申請書(様式第1号)に、その理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(平成17規則68・一部改正)

(指定申請)

第4条 条例第8条第1項の申請(第2号において「指定申請」という。)は、千葉市休日救急診療所指定管理者指定申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 指定管理者に千葉市休日救急診療所(以下「診療所」という。)の管理を行わせる期間(第6条第3号において「指定期間」という。)に属する各年度における診療所の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (2) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又はこれらに類する書類(以下この号において「損益計算書等」という。)。ただし、成立の日の属する年度以後3事業年度を経過していない法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあっては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあっては、当該法人等の登記事項証明書
- (4) 役員(代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)の名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平成17規則68・追加、平成27規則11・一部改正)

(指定)

第5条 市長は、条例第8条第1項の規定により指定したときは、千葉市休日救急診療所指定管理者指定書(様式第3号)を指定した法人等に交付するものとする。

(平成17規則68・追加)

(告示)

第6条 条例第8条第2項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 診療所の名称
- (2) 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

- (3) 指定管理者を指定した場合にあっては、指定期間
- (4) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあっては、その理由
- (5) 管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲

(平成 17 規則 68・追加、平成 27 規則 11・一部改正)

(協定の締結)

第 7 条 指定管理者は、市長と診療所の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 診療所の管理に関する事業計画に関する事項
- (2) 診療所の管理に要する費用に関する事項
- (3) 診療所の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 診療所の管理に関して保有する情報の公開に関する事項
- (5) 事業報告書(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 7 項に規定する事業報告書をいう。次条において同じ。)その他診療所の管理に関する業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平成 17 規則 68・追加)

(事業報告書の提出)

第 8 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、事業報告書に診療所の管理に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

(平成 17 規則 68・追加、平成 27 規則 11・一部改正)

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 23 日規則第 9 号)抄

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 28 日規則第 115 号)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 14 年 10 月 1 日規則第 49 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日規則第 39 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の千葉市病院事業の設置等に関する条例施行規則第 7 条の規定及び第 3 条の規定による改正後の千葉市休日診療所条例施行規則第 2 条の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以後の診療に係る使用料について適用し、同日前の診療に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 12 月 9 日規則第 68 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の次に 5 条を加える改正規定(第 8 条に係る部分を除く。)及び別記様式を様式第 1 号とし、同様式の次に 2 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 43 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 26 年 3 月 4 日規則第 13 号)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 2 条の表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の死体検案書、診断書、特殊な診断書(労災関係診断書を除く。以下同じ。)及び証明書の交付に係る手数料について適用し、同日前の死体検案書、診断書、特殊な診断書及び証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日規則第 11 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日規則第 24 号)

- 1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の第2条の表の規定は、この規則の施行の日以後の死体検案書、診断書、特殊な診断書(労災関係診断書を除く。以下同じ。)及び証明書の交付に係る手数料について適用し、同日前の死体検案書、診断書、特殊な診断書及び証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年1月14日規則第2号)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条の表の規定は、この規則の施行の日以後の死体検案書、診断書及び証明書の交付に係る手数料について適用し、同日前の死体検案書、診断書、特殊な診断書及び証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

様式第1号

千葉市休日救急診療所使用料等減免申請書										
								年 月 日		
(あて先)千葉市長										
								住 所 申請者 氏 名		
次のとおり申請します。										
被 保 険 者 証	有 効 期 限	年 月 日	受 診 者	氏 名			男 女	事 業 所	所 在 地	
	記 号			生 年 月 日	年 月 日		名 称			
	番 号			住 所			保 險 者		所 在 地	
被 保 險 氏	保 者 名			職 業			被 保 險 者 続 柄	保 險 者	名 称	
資 格 取 得	年 月 日									
傷 病 名 及 び 傷 病 の 部 位									診 療 年 月 日	
									年 月 日	
使 用 料 の 額									円	
手 数 料 の 額									円	
減 免 申 請 の 額									円	
減免申請の理由										

様式第2号

千葉県休日救急診療所指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者	所在地	
	名称	
	代表者の氏名	印
	連絡先電話	— —
	連絡先電子メールアドレス	
		@
	担当者の氏名	

千葉県休日救急診療所の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式第3号

千葉県休日救急診療所指定管理者指定書

千葉県指令 第 号
様

次のとおり千葉県休日救急診療所の指定管理者として指定します。

年 月 日

千葉市長 

1 指 定 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

2 指定の条件